

【第1問】

平成29年10月1日午後9時ごろ、甲は日頃から恨みを抱いていた同僚Aを、殺害する目的で家に招き入れ、心臓を包丁で一突きし殺害した。その後、甲は、Aの死体を黒のビニール袋に入れるなど、証拠隠滅のために動き始めた。その際に、Aがダイヤの指輪をはめていることに気付き、腐食しない貴金属が証拠として残ることを恐れ、死体とは別の場所および方法で処分する必要があると思い、これを自身のポケットにしまった。

日をまたいだ10月2日午前1時ごろ、甲は殺人現場から20キロ離れた山中に死体を遺棄した。甲は、そのとき死体を遺棄したことから、安堵してしまい、ポケットの中に入れたダイヤの指輪を処理することを失念し、持って帰って来てしまった。

翌日の10月3日午前8時ごろ、ダイヤの指輪の処分を忘れていたことに気が付いた甲は、なんとか証拠の残らない場所に捨てなければならないと思い、友人であった漁師Xに、「海が好きで海洋葬を望んでいた友人の遺品なのだが、どこか遠い海に捨ててやってくれないか。」と、嘘を言って頼み、Xもこれを承諾した。その後、正午にXは出港し、沼津沖合の海にこれを投棄した。

このときの甲の罪責について論ぜよ。

参考判例：東京地判昭和62年10月6日決定
最高裁平成16年11月30日第二小法廷決定
最高裁昭和41年4月8日第二小法廷判決